

赤ちゃんが生まれるまで（妊娠・出産）

（1）妊娠したら

母子健康手帳の交付

医師又は助産師から妊娠と診断されたら、妊娠届を区役所地域みまもり支援センターに早めに出しましょう。（妊娠届出書の様式は川崎市ホームページからダウンロードできるほか、区役所地域みまもり支援センターにあります。）



母子健康手帳をもらいましょう。（母子の健康、お子さんの成長、予防接種等の記録となります。また妊婦健康診査等の受診券を併せて交付します。）

※妊婦本人またはパートナーが外国籍などの理由により、外国語版母子健康手帳を希望する場合には、外国語版の交付も可能です。

問合せ先

区役所地域みまもり支援センター地域支援課（地区支援係）

TEL108・109 ページ参照

妊婦健康診査

妊娠中は、定期的に医療機関で健康診査を受けてください。健康診査の費用の一部を公費負担する制度があります。受診券（補助券）は母子健康手帳交付時又は転入時にお渡しします。詳しくは、区役所の母子健康手帳交付窓口にお問合せください。

また、多胎児を妊娠された方で、交付された受診券（補助券）の枚数を超過して健康診査を全額自費で受診した場合は、費用の一部を助成する制度があります。

問合せ先

区役所地域みまもり支援センター地域支援課（地区支援係）

TEL108・109 ページ参照

歯っぴーファミリー健診

妊婦とそのパートナーの健康づくりのきっかけとして、歯っぴーファミリー健診をご活用ください。

受診の流れ等詳細については、市ホームページをご覧ください。

対象者：妊婦とそのパートナー

（市内在住（市内に住民登録がある）、妊娠期間中にそれぞれ 1 回ずつ）

内 容：歯科健診、健康づくりに関するアドバイス、前歯のクリーニング体験

※クリーニングは、前歯の歯面清掃（歯垢除去）の体験です。

費 用：1 人 500 円（生活保護受給世帯、市民税非課税世帯の方等は無料）

場 所：市内登録歯科医院※

※登録歯科医院以外では受診できませんので、ご予約の際には、必ずホームページにて登録歯科医院をご確認ください。

ホームページはこちらから→

歯っぴーファミリー健診

検索

問合せ先

健康福祉局健康増進課歯科保健政策担当

TEL201-3182 FAX200-3986



両親学級

対象：初めて赤ちゃんをお持ちになる妊婦とそのパートナー

内容：妊娠中の生活や出産、育児についての講話や実習を行います。

費用：無料

場所：区役所地域みまもり支援センター

日程：区役所地域みまもり支援センターにより異なります。（平日）

問合せ先

区役所地域みまもり支援センター地域支援課（地区支援係）

TEL108・109 ページ参照

※この他に、市看護協会による土曜日開催（年10回・オンライン参加可能）の「プレパパ・プレママ教室」があります。

また、市助産師会による日曜日開催（年9回＋オンライン3回）の両親学級もあります。詳しくはそれぞれのホームページをご確認ください。



←川崎市看護協会



←川崎市助産師会

妊娠・出産 SOS 相談

予期しない妊娠や若年者の妊娠など、妊娠や産むことに悩んでいる方に対して、助産師等専門職が電話及びメールで相談を行っています。（匿名可・秘密厳守・無料）必要に応じて、アドバイスや利用できるサービス・窓口を紹介します。詳しくは川崎市助産師会ホームページをご確認ください。

ホームページはこちらから→



問合せ先

川崎市助産師会 TEL・受付時間 70 ページ参照

各区役所地域みまもり支援センター地域支援課（地区支援係）

TEL108・109 ページ参照

かながわ障害者等用駐車区画利用証制度（パーキング・パーミット制度）

障害のある方や要介護認定者、難病患者、妊産婦、けが人等、移動に配慮が必要な方を対象に利用証を交付し、車外から見えるように掲示することで、障害者等用駐車区画の適正利用を促す制度です。利用証は「無期限」と「有期限」の2種類があり、妊産婦の方には「有期限の利用証」を交付します。

対 象 者：妊産婦

有効期限：母子健康手帳取得時～出産（予定）日の翌日から1年まで

申請方法：神奈川県または川崎市にて、電子申請または郵送にて申請を受け付けています。詳細は川崎市ホームページをご覧ください。

ホームページはこちらから→



川崎市 パーキングパーミット

検索

問合せ先

健康福祉局地域包括ケア推進室地域福祉担当

TEL200-1490 FAX200-3926

（2）出産するとき・出産したら

入院助産制度

経済的な理由で入院することが困難な妊産婦の方を援助します。所得制限があり、制度が活用できる医療機関も決められていますのでお問合せください。

問合せ先

区役所地域みまもり支援センター地域支援課（地域サポート係）

TEL108・109 ページ参照

出生届

出産したら 14 日以内（生まれた日を含む）に出生届を区役所に提出してください。出生届を提出した後、国の機関からお子さんのマイナンバーのお知らせが概ね 1 か月前後で転送不要の簡易書留により郵送されますので、必ずお受け取りください。

出生届提出のために必要な書類

- ① 出生証明書（出産後に医療機関・助産所から渡されます。出生届の右ページにあります。）
- ② 母子健康手帳
- ③ 国民健康保険証（加入者のみ）又は国民健康保険の資格確認書（加入者のみ）

※出生の届出をしないために無戸籍でお困りの方は、横浜地方法務局川崎支局にご相談ください。詳しくは、法務省のホームページをご覧ください。

ホームページはこちらから→



問合せ先

区役所区民課（住民記録第 3 係）

TEL108・109 ページ参照

出生連絡票

「出生連絡票」は、地域みまもり支援センターで行う赤ちゃん訪問や乳幼児健康診査、予防接種などの事業で活用します。赤ちゃんが生まれたら、14日以内に申請してください。申請方法は、次の二次元コードからオンラインでの申請が便利です。オンラインでの申請が難しい場合は、母子健康手帳に添付している「出生連絡票」を地域みまもり支援センターの窓口にご提出ください。

問合せ先

各区役所地域みまもり支援センター地域支援課（地区支援係）
TEL108・109 ページ参照



産婦健康診査

産後2週間、産後1か月の出産後間もない時期の産婦に対する健康診査で、母体の身体的機能の回復、授乳状況及びこころの健康状況の把握等を行います。受診券は母子健康手帳交付時又は転入時にお渡しします。受診券を利用できない医療機関等で受診した場合は、後日費用の払戻しができます。

●助成上限額

1回の健診あたり5,000円まで

①産後2週間健診と②産後1か月健診の2回までが対象です。

問合せ先

こども未来局児童家庭支援・虐待対策室母子保健担当
TEL200-2450 FAX200-3638

出産育児一時金

健康保険に加入している方が、出産した場合に支給されます。

（妊娠満 12 週以上の死産・流産の場合も支給されます。）

＜出産育児一時金直接支払制度＞

健康保険に加入している方は、それぞれの健康保険で出産育児一時金を直接医療機関等に支払う制度を利用することができます。詳しくは出産を予定している医療機関等にご相談ください。

●支給額と申請先

分べんした方	支給額（1児あたり）	申請の窓口・問合せ先	申請に必要なもの
川崎市 国民健康保険 加入者	500,000円 (令和5年4月1日～)	区役所保険年金課 (国民健康保険担当) TELは、108・109ページ参照	- 母子健康手帳（死産、流産の場合は医師の証明書） - 申請者の本人確認書類 - 振込み先の口座が確認できるもの（世帯主以外の口座に振り込む場合は委任状） - 直接支払の合意文書 - 出産費用の領収・明細書
川崎市 国民健康保険 加入者 以外の方	産科医療補償制度加入 分べん機関での出産 …500,000円 (令和5年4月1日～) 未加入分べん機関での 出産 …488,000円 (令和5年4月1日～)	ご加入の健康保険組合や勤務先を所管する全国健康保険協会等	左記に直接お問い合わせください。

※令和5年3月31日以前の支給額についてはご加入の健康保険にお問合せください。

直接支払制度を利用し、出産費用が支給額を上回った場合は申請の必要はありません。